

愛知県次期行革大綱策定懇談会開催要領

(目的)

第1条 愛知県次期行革大綱（仮称）の策定に当たり、大綱の重要事項等に関し、専門的立場から意見をいただくため、愛知県次期行革大綱策定懇談会（以下「策定懇談会」という。）を開催する。

(構成)

第2条 策定懇談会は、次の各号に掲げる者のうちから知事が依頼する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 民間企業の経営、各種の社会活動等に携わる者
- 2 策定懇談会に座長を置き、委員の互選による。
- 3 座長は、策定懇談会を主宰する。
- 4 座長に事故のあるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(顧問)

第3条 策定懇談会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、知事が依頼する。
- 3 顧問は、大綱の重要事項等に関し、助言をすることができる。

(会議)

第4条 策定懇談会は、知事が招集する。

- 2 策定懇談会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、座長が策定懇談会の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して検討する場合
 - (2) 策定懇談会を公開することにより、策定懇談会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 3 策定懇談会の会議録の保存年限は、5年とする。

(庶務)

第5条 策定懇談会の庶務は、総務局総務部総務課において行う。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、策定懇談会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は2024年4月11日から施行し、愛知県次期行革大綱（仮称）の決定の日をもって廃止する。